

婚姻の三角形—婚姻規則（インセスト・タブー）と親族の構造

1. 婚姻規則と人間社会

レヴィ=ストロースは婚姻規則（インセスト・タブー）について、人間が自然状態（生物的存在）から文化の状態へと移行する過程、社会の生成との関係において「まさに自然と文化を、生物学的存在と社会的存在とを結合する絆なのである」としており、この規則が「唯一の普遍的な、そして文化を自然に結び付ける最も優れた意味での『規則』である。¹⁾」とする。

そして「性本能は、自らを規定するのに他人の刺激を必要とする唯一の本能だからである」とレヴィ=ストロースは言っており、「自然の秩序から文化の秩序への跳躍が、性生活の領域で行われる事は驚くべきことではなく、性生活は社会生活の呼び水である」ともいう。

「親族関係の生成は、さまざまな幻想の強力な源泉ともいえるインセントの禁止と表裏一体のものにはかならない²⁾」との表現からも伺うことができるように、婚姻規則、婚姻の相手への規制規則、インセスト・タブーは、その婚姻によって生れ出る次世代、その後続世代における親族関係、交流関係、やがては社会関係、それに伴う観念作用の展開を基礎づけるのであり、世代を重ねつつ、人間の社会はコミュニケーションのシステムであるという言い方³⁾によって示される人間社会の「ありよう」と共にある。

人間の観念、想念の源にあり、それらの源泉とするインセストのタブー(婚姻規則であり、己と他者存在の差異を刻むところの最初の規制であり、人間集団、社会集団、社会的な規制の第一歩として刻まれていると言えよう。

2. 社会的規制の刻印

人間は、死すべき運命を生きる生物的存在でありながら、自らの自然に、ある構造を刻印して規制となし、社会的規則を生成する存在である。婚姻規則（近親相姦の禁止・インセスト・タブー）においては「それぞれの社会、それぞれの文化を規定する特定の規範の形成に道を開くのである。と言うのはある型の婚姻を禁止する事は、同時に許され、好ましいものとされる婚姻がどのようなものであるかを確定し、当該の集団内部での交換と相互関係の規範を形成する事⁴⁾」と展開されている。

1 レヴィ=ストロース 荒川幾男訳『人種と歴史』P86 みすず書房 2008年11月

2 渡辺公三 『闘うレヴィ=ストロース』P127 平凡社新書498 2009年11月

3 橋爪大三郎 『はじめての構造主義』P103 講談社現代新書 2006年9月

4 レヴィ=ストロース 荒川幾男訳『人種と歴史』P P87-88 みすず書房 2008年11月

婚姻規則の解明は「サルの間人化に当たっての労働の役割」に譬えられるほどであり、「サルの間人化における親族関係の役割」こそが主題となるのであり、あたかも社会の組織を説明する体系化された諸規則の総合的宇宙（ユニヴェール）としての婚姻の諸規則は、「しばしば最優位の位置を占める事は確かである⁵」とも言う。

レヴィ＝ストロースはこの規則は「自然の中であって自然を超越しうるものを持っている社会的規則でもある。…それは、新しい秩序の出現を齎し、かつまたそれ自身がその出現の要因となるのである⁶」としている。

3. 三つの交叉イトコ婚と親族関係

(1) 交叉イトコ婚の3類型

人類学ではイトコを4つのタイプに分けており、自分の親の兄弟のうち、親と異なる性の親の兄弟の子供（イトコ）を交叉イトコとよび、親と同じ姓の親の兄弟の子を平行イトコと呼び、母方のイトコと父方のイトコを区別して父方または母方交叉、平行イトコと呼ぶ。

イトコとの婚姻規則（交叉イトコ婚）には3つのタイプがあり、一つ目は「双方交叉イトコ婚」で、父方、母方の交叉イトコを区別しない。この規制では交叉イトコとの婚姻を奨励し、同時にそれ以外のタイプのイトコ、平行イトコとの結婚を禁止する。

二つ目、三つ目は、上記の双方イトコ婚と違って、母方と父方の交叉イトコを区別しており、まず二つ目の「母方交叉イトコ婚」では、男から見て母方交叉イトコや、又イトコ、又又イトコとの結婚が望ましい、あるいは義務として、母方の交叉イトコとの婚姻を奨励し、父方交叉イトコとの婚姻、平行イトコとの婚姻を、禁止している。

そして三つ目は「母方交叉イトコ婚」と対を成す「父方交叉イトコ婚」であり、父方の交叉イトコとの婚姻が奨励され（望ましい、あるいは義務とされる）、母方交叉イトコとの婚姻を禁止する規則である。二つ、三つめは母方、父方と言う二項対立的な一対と考えられる。

この父方と母方の交叉イトコを区別する一対の婚姻規則「片方交叉イトコ婚」においては、母方交叉イトコ婚の婚姻規則の社会が多く、父方交叉イトコ婚は稀である⁷という。

(2) 半族と婚姻規則

また人類学では、その社会を明確に二つの集団に分けられているような社会組織を「双分組織」といい、その二分された各々の集団を「半族」と呼んでいる。自分の半族とは結婚できずもう一方の半族の者と結婚するという外婚制を伴っている。オーストラリアの先住民（アボリジニ）の社会に普遍的に見られており、南北アメリカ、メラネシアにもみられる。

⁵ 同上 P88

⁶ 同上 P87

⁷ 小田亮 『レヴィ＝ストロース入門』 P108 ちくま新書 265 筑摩書房 2013年9月

オーストラリアにおいては半族が更に婚姻クラスに分かれて 4 クラス制や 8 クラス制などと、より複雑な体系をもっていた。

4. 女性の交換の 2 形式（限定交換と一般交換）

親族関係の基本構造を読み解くレヴィ＝ストロースの独創性は、「女性の交換」という新たな視点で婚姻規則（インセストタブー）を眺め、女性の交換の形式の中に「一般交換」という新しい概念を創出して、二つの対立する交換形式、「限定交換」「一般交換」の二項対立を提示し、この二つの概念との関係からそれまでの人類学の問題意識（双分組織、3つの交叉イトコ婚）を整理して、その構造を示していったことである。

（1） 限定交換

「限定交換」とは、交叉イトコの中を、母方と父方の区別をせずに、イトコ同士（息子、娘）の交換、婚姻関係が結ばれる形式である。「いちばん単純な限定交換は、社会を二つの外婚単位（その集団外の女性と結婚しなければならない単位）に分け、その二つの集団の婚姻交換を行うものである。社会がまっぴたつに分かれている場合を、双分組織という。⁸」

この交換の形式は、「最も小規模な関係であれば二人の男が互いに姉妹を交換することに相当する。⁹」ので、女性の中を、姉妹（自分が婚姻できない女性）と妻（自分の婚姻の相手）と言う 2 つのカテゴリーによって二項対立関係となして、集団構成員の婚姻の相手に規制をいれるのであり、これがインセスト・タブー（婚姻規則）である事が、限定交換において良くあらわれ理解しやすいであろうという。

同世代間においても互いに女性の交換を行う体系であり、オーストラリアにおいては半族が更に婚姻クラスに分かれて 4 クラス制や 8 クラス制などと、より複雑な体系をもっていたが、これらがこの類型（半族の範疇）と理解される。（「限定交換」は「双方の交叉イトコ婚」となって、反族組織はそのルールを維持しつつ、交換する集団を倍数化していると思われる。）

（2） 一般交換

それに対して「一般交換」は交叉イトコの中の母方と父方を区別して婚姻に規制を入れる。そこで母方あるいは父方の交叉イトコの、片方の側との婚姻を奨励し、他方のイトコとの婚姻を禁止する。そのためにこの交換では、同一世代内（イトコ同士）で女性の交換を行い合い、互いに姉妹を交換することができない。

しかし、母方交叉イトコ婚では、次世代、次々世代などと数世代に渡り、3つ以上の集団間で、母系への婚姻（女性の贈与）を繰り返し、複数集団間の交換関係、数世代に渡る交換の連鎖の中で、自集団への女性の贈与を組む「輪」、循環系を形成する交換形式である。3つ

⁸ 橋爪大三郎 『はじめての構造主義』 P98 講談社現代新書 2006年9月

⁹ 渡辺公三 『闘うレヴィ＝ストロース』 P135 平凡社新書 498 2009年11月

以上の集団、多世代に渡る交換の輪を作る。(一般交換のうち母方交叉イトコ婚は世代を跨いでの互酬性を維持する交換形式となる。)父方交叉イトコ婚においては、負数集団、福っすう世代をかさねつつ、女性を贈与(提供)した集団の側に、孫娘などの世代においても、戻される事のない交換形式と思われる。

5. 女性の交換形式と3つの交叉イトコ婚の関係

この「限定交換」と「一般交換」という女性の交換の形式に対して、三つのタイプの交叉イトコ婚(婚姻規則)は、どのような関係を成しているのかについて、次の事が指摘される。

(1) 二つの女性の交換形式と交叉イトコ婚

まず「限定交換」という交換形式は、婚姻規制の側面からは「双方交叉イトコ婚」として現れ、この父方、母方を区別しない交換形式「限定交換」では、女性を提供する集団同士が、同一世代内でも互いに女性を交換しあう互酬的な女性の交換関係となる。

これに対してレヴィ＝ストロースが概念創出した女性の交換形式「一般交換」というクオ関係式は、婚姻規則の側面から見ると「片方交叉イトコ婚」として表れ、父方と母方の交叉イトコを区別して婚姻関係に規制をいれる。そのために「双方交叉イトコ婚」のように、父方母方が同一世代内で互いに女性の交換を行う事ができない。

(2) 片方交叉イトコ婚と一般交換の関係

そして問題は、「一般交換」とされた交換形式であろう。

婚姻規則の側面では「片方交叉イトコ婚」として表れる。そのうちの「母方交叉イトコ婚」においては母方の交叉イトコとの婚姻が義務付けられ、あるいは奨励されて、父方交叉イトコとの婚姻は禁止されている。そのためこの形式は3つ以上の集団間で、数世代に渡って女性の交換の輪を形成しあいつつ、たとえば新たに遭遇する集団をも組み込み筒、女性を提供する集団は母系であり、やがて自らの集団に女性の交換(取り戻し)を組み込む、互酬的な交換関係を形成する事ができる。この母方交叉イトコ婚では親族関係、交流が広がると観察されている。

これに対して「父方交叉イトコ婚」においては、父方の交叉イトコとの婚姻が義務付けられ、あるいは奨励されて、母系交叉イトコとの婚姻は禁止される。この形式は、贈与された女性は父方へと贈与されるのであり、母系へと贈与交換される事を禁じられるので、幾世代を経ても女性を提供した母系には、女性が戻されることはなく、互酬的な女性の交換関係を形成できないのではないだろうか。

そこでこの婚姻規則では親族関係が広がっていく事ができず、憎悪の関係との観察が多く見られるように、互酬的な交流関係を達成できないのではないだろうか。

6. 社会と人間存在と婚姻規則

(1) 交流（コミュニケーション）の為のシステム

ところでレヴィ＝ストロースは、「個人ないし集団間のコミュニケーションは、実際、社会で生活する事の結果ではない。…その生活そのものである」として、人間の社会における生活、生命活動そのものは、「女性のコミュニケーション、物財とサービスのコミュニケーション、情報のコミュニケーション¹⁰⁾」の3つの水準のコミュニケーションとして捉える。

人間の生活は社会の内側で、さまざまな取り決め、規制に従い、物財の交換、言語による情報交換、そして婚姻関係による女性の交換によって家族、親族をうみだし、人間の社会の内側の生活はそうした交換関係、交流そのものであり、社会集団は交流のためのシステムであるとの理解が引き出されている。

(2) 互酬性

そもそも社会は、人間の生存条件の交換のシステムとして生成されたとするレヴィ＝ストロースにおいては、そうであればこそ、互酬的に女性、情報、生活財の交換を求め合う関係こそが、集団間、人間同士の交流の誘因であり、結果でもあり、社会を基礎づけている親族関係は、次世代生成と家族、親族関係のベースにあってその交流の様態、コミュニケーションを産み出すのであり、そうであってこそ深まる人間の観念、あるいは象徴機能を枠づけるのであろう。

婚姻規則（インセスト・タブー）は、「自集団の女性を他集団に贈与せよと言う『交換の命令』なのだ」と言うのであり、親族関係形成のベースにあって親族関係を枠づけるのであり、その後続世代の行うすべての交流関係を規定し、象徴機能、観念作用、社会文化的な営みのベースにある規則として示されている。

この命令は「他集団が贈与せざるを得ない女性を自分達が獲得できるようにしてくれる。つまりこの規則は互酬性を生成する規則なのだ。¹¹⁾」と語るように、人間のコミュニケーション、交流は、原初において、互酬性を抱え、あるいは互酬性を抱えるが故に、人間集団には、個々の構成員は、集団の存続、自らの生命、生活の継承のための社会集団の規則、規制を受け入れ、社会へと文化状態へと移行していったと思われる。

7. 交叉イトコ婚と文化状態の深まり

人類がいまだ自然状態にあった時の婚姻の相手とは、生物種としての哺乳動物における生殖活動の相手であり、成熟した雄雌における自然的本能的な生殖活動的關係に違いない。

¹⁰⁾ レヴィ＝ストロース 荒川幾男訳『人種と歴史』P 89 みすず書房 2008年11月

¹¹⁾ 小田亮 『レヴィ＝ストロース入門』P87 ちくま新書 265 筑摩書房 2013年9月

しかし子を産し、その子を育てると言う経過、親子の単位の生成は、生活の単位として「つがい」「群れ」となって次世代、次々世代へと代を重ねたのであろうが、そして人間はやがては生殖活動の相手との交流を生じ、互いに命を守り合う関係、生殖活動から婚姻関係へと移行する経過の中で、人間集団、そして社会へ、文化の状態へと移行したと思われる。

(1) 双方交叉イトコ婚の文化状態

母父を同じにする兄弟間における男女の差異、産む性と産まざる性の差異が気付かれるほどの文化状態において、そして婚姻の相手を提供しあう集団と自集団を区別し、識別する程の文化状態において、婚姻規則は生じ、受け入れられたと思われる。

交叉イトコ婚の成立は、既にして文化の状態に移行した段階の人間における、同一の父母を持つ子世代、兄弟姉妹において、男女の差異を識別する状態にあったが故に、規制たりえた集団規則と考えられ、また婚姻の相手を提供しあう集団と、自集団を区別するところから、自然状態そのものを脱していると思われる。

婚姻規則（インセスタブー）は、自然と文化を繋ぐと表現されるべき原初の規則の位置にありながらも、それは自然と文化の間を跨ぎ始めて、文化の領域（その始まり）に入り込んでいる所の、太古の人々において受け入れられた原初的な社会的規制と考えられる。

まず限定交換として表れるところの双方交叉イトコ婚は、いまだ父方、母方のイトコについて差異を区別せずに、父方、母方のイトコは同一世代内で交換、交流を行うという互酬的な交換関係であった。その互酬性を維持しつつ婚姻規則は、4クラス制8クラス制へと、より複雑なセクションを有する規則、複雑な反族組織へと変換されたと考えられる。

一定の複数集団同士の交流をベースにする人々において、あるいは新たな集団との出会いにおいて、婚姻の相手を互いに提供しあう他集団群として組み込みつつ、女性の交換を行う人々において、双方交叉イトコ婚は受け入れられ、同一世代内で、女性の互酬的な交換関係は繰り返され、婚姻規則（双方交叉イトコ婚）は継承されていったと考えられる。

(2) 片方交叉イトコ婚

これに対して、母方と父方の交叉イトコを区別する、母方交叉イトコ婚、父方交叉イトコ婚という2項対立的な一対の形式へと転換された「片方交叉イトコ婚」においては、子を産し哺乳をするところの母親と次世代の子共が一体的であるところの母子関係と、これに対する父子関係との間で、生物学的な差異が気付かれ、これを無意識の二項対立軸とする「母方と父方」イトコ婚という二項対立の軸が形成されていると考えられる。

産む性である女性の交換において、母方と父方の交叉イトコを区別する婚姻規則においては、自らが交流し、互いに婚姻の相手たる女性を交換しあう集団が3つ、あるいはそれ以上の他集団を区別して認識する文化状態において、その婚姻によって生まれた次世代の女性、次々世代の女性に渡って、女性の交換の連鎖をつくり、やがては自らに女性を贈与する輪を形成して、自集団を組み込むと言う交流関係を、複数世代、複数集団間に渡って形成する。

片方交叉イトコ婚では、自集団に女性を贈与する複数集団に対峙し、それぞれを区別する文化状態の人々において受け入れられ、世代を経ると言う時間性を持つ人々に受け入れられた規制であろうか。父方、あるいは母方に優先的に婚姻の相手を提供し、他方との交換を禁止する規則は、父方、母方において、集団間の女性を提供するルールに母方、父からイトコとの差異を生じせしめた。

(2) - 1 母方交叉イトコ婚と父方交叉イトコ婚の違い

その中で母系との交換を優先して、父系への交換を禁止する母系交叉イトコ婚では次世代、次々世代と経過しつつ、提供された女性が産んだ女の子は、母系にもどされる形式だが、父方交叉イトコ婚においては、提供された女性の産んだ女の子は、次世代、次々世代と経過しつつも、父方に戻される事が禁じられている。

他方の父系交叉イトコ婚とは、複数の集団間において複数の世代を経過しつつ、自集団との女性の交換、婚姻の相手の提供関係において、数世代、数集団を介在させるので、あるいは互酬性の「変質」または「逸脱」をもたらし得る形式でもあり得る。特に父方交叉イトコ婚においては、女性を提供した集団の側の男性は、母方交叉イトコとは対比的に、次世代次々世代においても婚姻の相手を提供される事を禁じられているのではないだろうか。

このような婚姻規則においては、産む性である女性を提供する側と、産まざる性である男性を提供する側の機能、互いの集団の継続にとっての機能、意味、次世代の子供達における婚姻の相手の交換形式上の差異が気付かれて、婚姻規則は無意識の二項対立軸を形成しつつも、特に父方交叉イトコ婚においては互酬性が変質せしめられていると思われる。そこで居住規制をも加えつつ、非対等性を修復すると言う要請を生じているのではないだろうか。

8. 婚姻規則（インセスト・タブー）の構造

人間社会における、次世代、次々世代に渡る親族関係の生成と展開、その結び目としての子を生ずことの意味が生成し、気付かれた。そして女性の希少価値が生じたところで、産む性を提供する側の母方、産まざる性である父方の差異、区別が生じ、次世代次々世代においてその差異の確認がなされたのであろうか。

この時間の流れ、文化状態の深まりについて、一つは人間が野生状態から文化状態へと至る経過を二項対立関係（文化状態の深まり）として横軸にとり、二つ目は互酬的交換（母系交叉イトコ婚）から非互酬的交換（父系交叉イトコ婚）の二項対立関係、その移行を縦軸にとるならば、「婚姻規則の三角形」としての構造を描くことができよう。

しかし婚姻規則はその始まりにおいて、既にして父母を同じくする兄弟姉妹間の男女の差異が気付かれるという意味で文化の状態にあり、自然から文化への移行軸は、自然状態からのスタートではなく文化状態に入り込み、自然と文化の二つの状態を厳密には跨げない。

そして二つ目の、母方交叉イトコ婚と父方交叉イトコ婚を、互酬的、非互酬的という「二項対立」による変換関係として捉えると、人間社会は婚姻規則（インセスト・タブー）を受け入れた遠い昔から、その婚姻規則を受け入れて、交叉イトコ婚として幾数世代に渡る時のながれにおいて、その3形式のうちの一つ、父方交叉イトコ婚にあつては、互酬的な交換とはならず、嫉妬と憎悪¹²の関係であると観察されている。

そしてこの形式は、返されない女性の交換への抵抗、修正であるかの如くに、入り婿婚、母系制的な家族制度、子供の交換が採用されているとの観察¹³もあり、居住規制、出自規制との組み合わせも観察されている。またこの形式は広く広がらなかった事も知られている。

この転換は、婚姻規則（インセスト・タブー）とは血縁による社会集団形成、氏族社会における集団規則として、人間の交流関係のベースにあつて、交流を促してたきたのだが、我々の生きる現代社会においては、この血縁による「無意識の二項対立」によらず、意識化された経済的、軍事的な利害関係、あるいは階層関係の同質性などによって婚姻が行われており、その婚姻の構造は「複合構造」と言わざるを得ない、多軸構造（複合構造）となっていると思われる。

9. 婚姻規則（インセスト・タブー）図の解釈

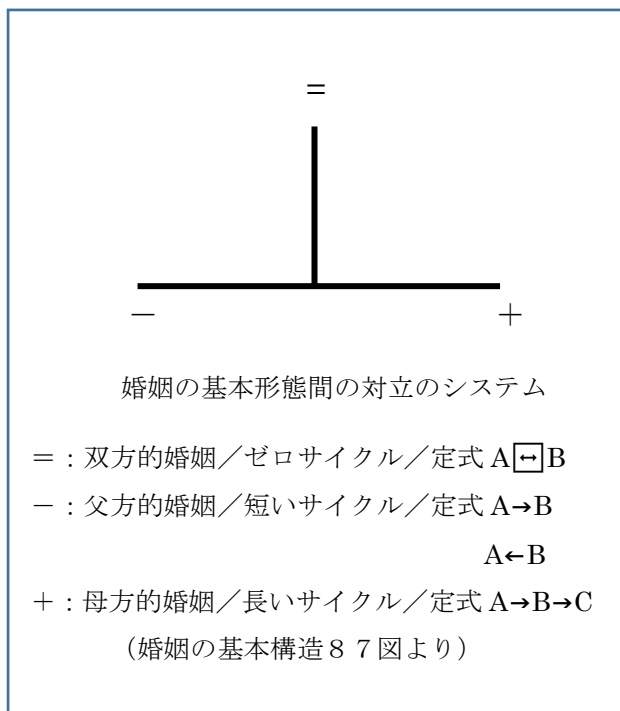
婚姻規則（インセスト・タブー）の構造図を描こうとすれば、縦軸に一つの無意識の二項対立軸であるところの、自然から文化への移行の課程を取ろうとする事になろう。

しかしながら交叉イトコ婚とは、父母を同じくする次世代における男女の差異が気付かれ、生じている事が前提であり、そこで既にして文化の状態にあり、自然と文化へと跨ぐという形が厳密に成立できないと言うべきであろう。

¹² 橋爪大三郎 『はじめての構造主義』 P109 講談社現代新書 2006年9月

¹³ 小田亮 『レヴィ=ストロース入門』 P110 ちくま新書 265 筑摩書房 2013年9月

そしてもう一つの二項対立軸、母方、父方の交叉イトコ婚と言う区別は、母方、父方と言う男女の差異について、人間における自然的生物的差異、男女を軸にする無意識の対立軸でありながら、しかしながら父方交叉イトコ婚における女性の交換では、自集団の女性を他集団へと贈与する事によって自らも他集団から女性を獲得できるという互酬性が失われており、このような互酬性の変質は無意識の二項対立軸による変換関係でありながら、意識的な対応関係（居住規制、出自規制、婚資等）を産み出すのではないだろうか。



その事が、婚姻規則（インセスタブー）と、現代社会の婚姻形式である「経済機構や心理機構が結婚相手を選択するメカニズム¹⁴」をもつ「複合構造」との間の変換関係の提示の困難性、複合構造への移行の始まり、その多軸構成との関連性があり得るのではないだろうか。

この展開は、人間の身体的特徴に根ざし、生殖と言う生物種の営みに規定される絶対的「差異」と考えられてきた女性性、男性性でさえも、社会的文脈の内にある事、社会の持つ女性観、女性への固定観念によってつくられた内容である事を明らかにした、ジェンダーと言う概念

が示した「文化的・社会的に作られた性差」の、社会的な浸透の契機でもあろうか。

しかしながら深く、社会文化的な規定性の内側に籠りついているジェンダー現象とは、あるいは無意識的とも思われる程に深まりつつ、女性の交換における互酬性の変質に係る、父方母方親族における社会的権能の差異の生成を背景に形成された現象の集合、結果でもあるところの、女性観、男性観、男女観、男女関係観などの観念の集合でもあろうか。

ともあれこのような事情が、レヴィ＝ストロースをして、婚姻規則の構造の解説の挫折を齎し、あるいはまた婚姻規則、交叉イトコ婚の中の互酬性の変質の中にこそ、階層社会、強者と弱者、支配するものとされるものと言う、歴史時代における人間社会相互の関係と構造が、その原初の女性の交換形態における互酬性の変質として表れ、始まり、展開されたのかもあろうか。

¹⁴ 渡辺公三 『闘うレヴィ＝ストロース』 P137 平凡社新書 498 2009年 11月